

新型コロナウイルス感染防止及び感染の疑いがある場合等の在宅ケアサービス提供者の対応について(指針) 【ケアマネジャー向け】

1. 基本的考え方

- ①在宅療養者及びその同居家族に、新型コロナウイルス感染防止についての留意事項を伝えるよう努める。(その際、アライアンスの資料や各団体の資料を適宜活用する。)
- ②ケアを行う場合には、感染防止の標準手順を守り、原則として手袋、マスクを着用する。直接、利用者に触れない場合(調理、掃除などの日常支援)でも、同様とする。(口腔ケアの場合は、これに加えゴーグルまたはフェイスシールドを着用し、飛沫に注意する。)
- ③ケア終了後も必ず手指消毒を行う。患者ごとの消毒を徹底する。
- ④自らの体調管理に努め、毎日の体温測定の励行など常に自らの体調に注意を払う。感染の危険性を常に自覚し、ケアの時間外も責任のある行動に努める。
- ⑤発熱がなくとも、体調不良(せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等)の場合や、感染の恐れがある場合は、管理者と相談のうえでケアに従事しない。
- ⑥在宅療養者やその同居家族に感染の疑いがある等の場合を含め常にケアチームで情報を取り組みを共有する。在宅医がチーム全体の感染管理・感染予防に責任を持ち、情報提供や助言を行う。
- ⑦従来通りのサービスが行えなくなった場合が生じても、在宅療養者に寄り添い、情報提供や相談対応に努め、チームで在宅生活を支えていく。
- ⑧オンライン診療やICTツールの活用を進め、感染拡大のリスクを最小限に抑えながら連携により適切なケアを提供するよう努める。

※日本在宅ケアアライアンス2020年4月22日版在宅ケアにおける新型コロナウイルス感染対策についてより抜粋

2. 在宅療養者の感染の疑いがある場合等の具体的対応

一般的な診療手続きを経ず、兆候から新型コロナウイルス感染を疑う場合は、以下の手順を行う。

- ①家族あるいは訪問看護師等から在宅医(かかりつけ医を含む)に連絡

※直接駆け付けての対応ではなく、電話での極力電話での指示などで対応。

- ②医師による病状確認

対面の診察を省略する場合、入院が必要な場合(重症の場合)、入院を希望しない場合、入院も検査も希望しない場合等状況により違いがある。

- ③検査結果が出るまで等の対応

※保健所へ連れて行ったり、かかりつけ医への受診等で対応がどうしても必要な場合は感染防止の標準手順を守り防護具の使用にて対応が望ましい。

【濃厚接触者対応予防用具セット】

※防護具は入室前の着用と適切な処理が必要です。

キャップ
マスク



ゴーグル・
フェイスシールド

手袋

ガウン・エプロン
※医療機関でも防護具が不足しているものの、マスクと手袋(2重)の対応は必ず行う。

シューズカバー

名称	重要度	代用品案
使い捨て手袋	◎	ビニール袋小・輪ゴム
サージカルマスク	◎	布マスク(使用に注意が必要)
キャップ	○	
シューズカバー	○	買物袋(使い捨てビニール)
ゴーグル	○	簡易フェイスシールド
ガウン・エプロン	○	レインコート(使い捨て) アームカバー、ゴミ袋
手指用アルコール消毒	◎	除菌ウェットティッシュ